

車両運転中の スマホ・携帯電話 **禁止!**



罰則

四輪・二輪車：3月以下の懲役または5万円以下の罰金 自転車：5万円以下の罰金

運転中の**スマホ・携帯電話、ゲーム、タバコ**などでの脇見が
交通死亡事故に・・・

その発着信は、人の命と天秤に掛けるような重要なものですか？

そのゲームは、自分の人生を掛けるほど大事なものですか？

そのタバコは、事故を起こしてでも、手に取る必要がありますか？

車の運転は、

他人や自分自身の「命」にかかわる**「危険を伴う行為」**です。

『運転する時は、運転に集中を!』

道路を利用する、すべての人の願いです。